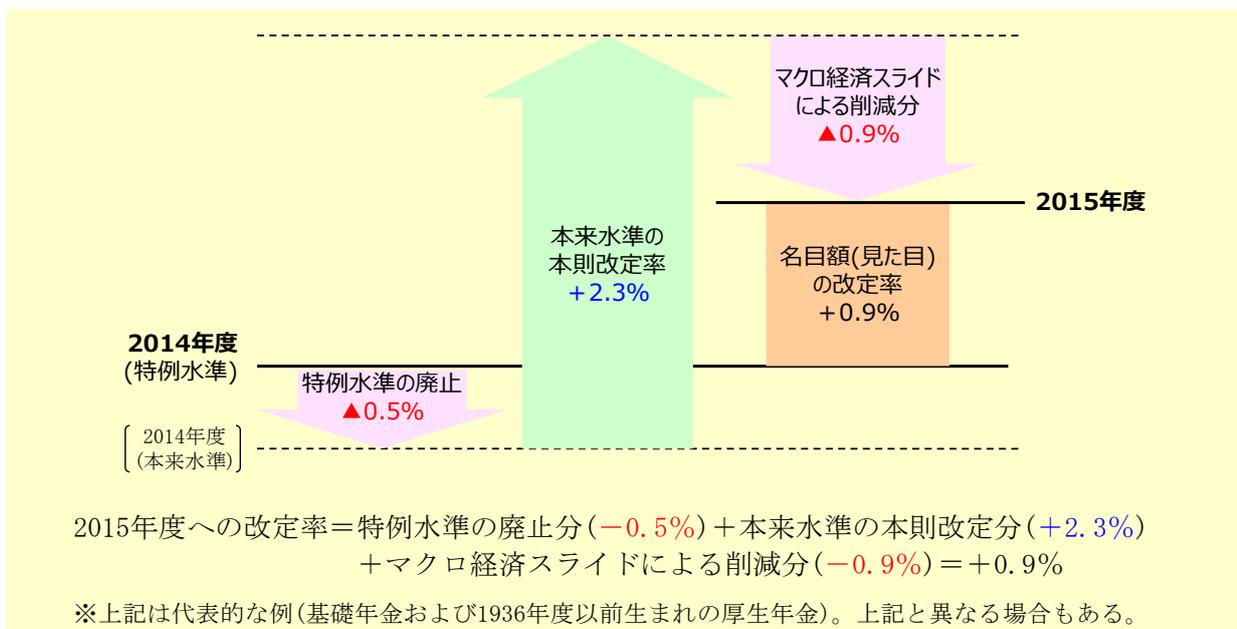


(公的年金)：公的年金の改定ルールの再確認と見直しの方向性

去る1月30日に2015年度に向けた公的年金の改定率が発表された。名目額では+0.9%の増額だが、特例水準の解消とマクロ経済スライドの発動によって、実質的には-1.4%の目減りとなっている。本稿では年金改定の仕組みを再確認するとともに、その見直し議論を展望する。

公的年金の給付額は、法律の規定に則り、経済状況などの変化に合わせて毎年度変更(改定)されている。2014年度から2015年度に向けた改定では、①「特例水準」と呼ばれる経過措置での給付の廃止と「本来水準」と呼ばれる2004年改正の仕組みでの給付への切り替え、②本来水準の本則改定、③本来水準への切り替えに伴うマクロ経済スライドの発動、の3つが重なった。この結果、図表1のとおり、支給額は前年度と比べて+0.9%の増額となった。しかし、これはあくまで「見た目」の金額の変化であり、物価上昇率や賃金上昇率によって決まる本来水準の本則改定率を基準に考えれば、マクロ経済スライドによる削減分である-0.9%、あるいは特例水準の廃止分も含めた-1.4%だけ、実質的に目減りしたと言える。

図表1 公的年金の改定のイメージ(2014年度から2015年度)



①の特例水準の廃止は今回限りだが、②の本来水準の本則改定は恒久的に、③のマクロ経済スライドによる削減は年金財政が健全化するまで続く。そこで②と③の仕組みを確認しておこう。

②の本来水準の本則改定は、2004年改正後の改定ルールのうちマクロ経済スライドが発動されない場合を指している。この改定は、賃金や物価の変動に合わせて年金額を改定する、いわば「年金の実質的な価値を維持する仕組み」である。以前から行われていたが、2004年改正では、(a)賃金の変動に応じた改定を5年度に1度から毎年度に変更、(b)賃金の変動に応じた改定率に平滑化を導入、(c)賃金上昇率と物価上昇率の大小関係を勘案、などの見直しが行われた。2004年改正からこれまでは特例水準で給付されていたためあまり知られていない仕組みだが、水面下では2004年改正で設定された本来水準がこのルールで改定されてきた。2015年度から本来水準での給付に切り替わるため、表面化する形になった。

図表2 本来水準の本則改定の仕組み

【原則】

- ・ 67歳まで＝賃金上昇率：前年(暦年)の物価上昇率＋実質賃金上昇率の3年平均(2～4年度前)
 - ・ 68歳以降＝物価上昇率：前年(暦年)の物価上昇率
- ※賃金上昇率が67歳までなのは、受給開始前(64歳時点)までの賃金上昇を反映させるため。

【例外】

【原則】	賃金上昇率	物価上昇率	賃金と物価の関係			改定率	
			賃金上昇率	物価上昇率	大小関係	67歳まで	68歳以降
(1)	+	+	賃金上昇率	+	賃金上昇率	賃金上昇率	
(2)	+	-	∨	-	物価上昇率	物価上昇率	
(3)	-	-	物価上昇率	-	物価上昇率	物価上昇率	
(4)	+	+	賃金上昇率	+	賃金上昇率	賃金上昇率	
(5)	-	+	∧	+	賃金上昇率	賃金上昇率	
(6)	-	-	物価上昇率	-	物価上昇率	物価上昇率	

【実績】

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
賃金	-0.4%	0.0%	-0.4%	0.9%	-2.6%	-2.2%	-1.6%	-0.6%	0.3%	2.3%
物価	-0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	-1.4%	-0.7%	-0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
パターン	(6)	(4)	(5)	(4)	(6)	(6)	(6)	(5)	(4)	(4)

③のマクロ経済スライドによる削減は「年金財政を健全化する仕組み」である。これまでは将来の保険料の引上げで年金財政の健全化が図られてきたが、2004年改正時の試算で将来の保険料が当時の約2倍になる見込みになり、保険料の引上げを2017年で止めることが決まった。そこで、年金財政健全化の代替策として導入されたのがマクロ経済スライドである。少子高齢社会では、現役世代が減少して保険料収入が減り、引退世代が増加して給付費用が増える。マクロ経済スライドが発動されると、下図のように現役世代の減少と引退世代の増加の分だけ年金額が削減されるため、年金財政の健全化が図られる。前述した本則改定に上乗せする形で実施されるので、2015年度のように見た目の年金額は増えても、実質的な価値は目減りする。また、年金財政が健全化するまで段階的に削減されるため、将来世代ほど目減りが大きくなる。しかし、現在の受給者にも影響が及ぶため、従来の保険料を引上げる仕組みと比べて将来世代への影響が緩和され、世代間の格差が改善する。

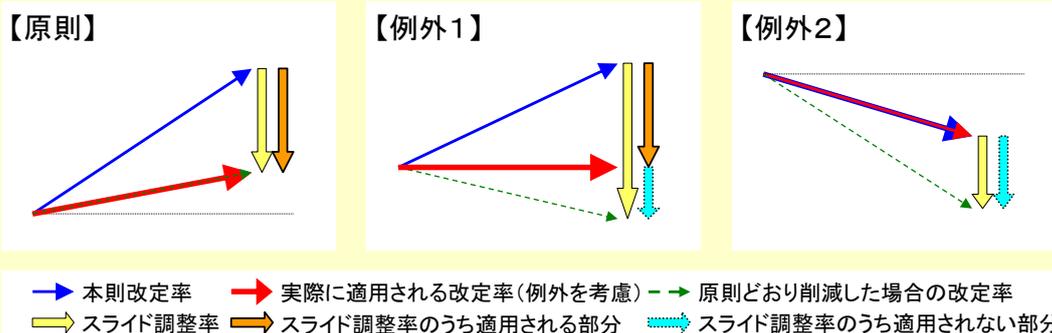
図表3 マクロ経済スライドの仕組み

【原則】

- ・ マクロ経済スライド適用期間の改定率＝本則改定率－スライド調整率
- スライド調整率＝公的年金加入者の減少率の3年平均(2～4年度前)＋65歳の余命の伸び相当(0.3%)

【例外】

- ・ (本則改定率－スライド調整率)がマイナスの場合：改定率＝ゼロ(前年度の据え置き)
- ・ 本則改定率がマイナスの場合：改定率＝本則改定率(マクロ経済スライドを実施しない)



以上が現行の改定ルールだが、今後の改定については見直しが検討されている。見直しの対象は、前述した2つの仕組みにそれぞれ設けられている例外措置である（図表2、図表3）。これらは年金受給者を配慮した措置だが、今年1月に公表された社会保障審議会年金部会の報告書では撤廃の方向性が示されている。例外措置が年金財政の健全化を阻害し、その結果、給付削減を長引かせる必要が生じて将来世代の給付の目減りを大きくするためである。

例えば本則改定の例外措置は、図表2の(5)と(6)の場合に年金財政を悪化させる方向に働く。保険料収入が賃金上昇率に連動するのに対し、支出である年金給付は賃金上昇率よりも高い物価上昇率に連動するためである。さらに、基礎年金でこの影響が大きくなる財政構造になっているため、低所得者ほど年金の目減りが大きくなるという問題の一因になっている。実績を見ると、過去10年間はすべて例外に該当し、うち6回が(5)と(6)に該当している。今後はデフレ脱却が図られる見通しとはいえ、将来的に例外に該当する可能性は看過できないだろう。

また、マクロ経済スライドの例外措置は給付削減を抑制するため、これに該当すると年金財政の健全化が阻害される。2004年改正に向けた議論では例外を設けることで決着して現在の制度が導入されたが、社会保障・税一体改革後の社会保障制度改革国民会議で見直しの検討が提案されていた。マクロ経済スライドは今回の改定で初めて発動されたため実績では評価できないが、今後のスライド調整率(マクロ経済スライドによる削減分)は当面が1%前後、将来は2%近くになると予想されており、賃金や物価が伸び悩んで例外に該当する可能性は考えられる。

年金部会の報告書を受けて年金制度の改正法案が今国会に提出される見込みだが、本稿執筆時点ではその内容が明らかになっていない。報道によれば、本則改定の例外措置は撤廃する方向で、マクロ経済スライドの例外措置は、存置するものの例外の影響で削減されなかった分を持ち越して次年度以降に発動する方向で、政府・与党間の調整が進められているという。

例外措置の撤廃は、将来世代への配慮という観点では評価できるが、受給者の深い理解を得るための丁寧な説明も欠かせないだろう。特に、本来水準の特例はこれまでほとんど議論されておらず、昨年6月に公表された財政見通しや関連試算にも盛り込まれていなかった。前述の国民会議の影響もあるのか、報道ではマクロ経済スライドの例外措置のみが大きく取り上げられているが、国会審議の過程で本来水準の本則改定についても理解が広まることを期待したい。

(中嶋 邦夫)

発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル

FAX：03-5512-1082, E-mail：report@nli-research.co.jp

年金ストラテジーWebアドレス

http://www.nli-research.co.jp/report/pension_strategy/index.html

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。